

郡山市女性相談員設置要綱

平成9年3月31日制定
平成18年3月23日一部改正
平成29年4月1日一部改正
[こども部こども支援課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、売春防止法（昭和21年法律第118号）第35条の規定により、要保護女性についてその発見に努め、相談に応じ必要な指導を行う等、福祉の増進に努め社会的及び経済的な自立更生を図り、もって健全な生活を会得させることを目的とする女性相談員（以下「相談員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第2条 相談員は、社会的信望があり、かつ相談員としての職務を行うにあたり必要な熱意及び識見を持っている者とする。

(職務)

第3条 相談員は、社会的又は家庭的に女性の福祉を阻害するおそれがある問題並びに女性が持つ生活上の問題について、専門的な立場から要保護女性の発見、相談及び指導に当たるとともに、生活の援護、就職の助成等について関係機関に連絡、あつせんを行い、保護更生を助長することを職務とする。

(関係機関との協力)

第4条 相談員は、その職務を行う場合には、関係機関等と常に密接に連絡協力し、特別の配慮が行われるように努めるものとする。

(その他)

第5条 相談員は、相談記録票及び職務日誌等を備えておくこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行規則)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行規則)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。